



ボランティア・NPO

こんにちは、支援センターです。

〒930-0094 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館内 TEL 076-432-2987 FAX 076-432-2988
 URL <http://www.toyamav.net/> E-Mail info@toyamav.net

平成24年度支援センターの取組みについて

本県では、子育て支援、環境保全、国際交流、まちづくり等を行うNPOもみられるなど、多種多様な分野でボランティア・NPOの自主的な活動が広がりをみせ、新たな地域社会づくりの主体、行政との協働のパートナー、「新しい公共」の担い手などとして期待されています。

こうしたことから、当センターでは23年度に引き続き新しい公共支援事業を活用し、「交流の促進及び活動の支援」、「情報の収集及び提供」、「研修及び人材の育成」及び「普及啓発」等を柱とした事業を展開することとしています。

今年度の主な取組みは、次のとおりです。

- 1 全面更新したホームページを活用して情報の交換、発信機能を強化します。
- 2 NPO法の改正を踏まえた組織強化、認定法人化等に関する講座・相談会等を実施します。開催日時についても、夜間、休日の開催をとりいれていきます。
- 3 助成金関係では、各助成財団によるシンポジウムを開催し、県内での助成事例の紹介や担当者との交流を予定しています。
- 4 ボランティア・NPO大会を昨年に引き続き、屋外会場でも開催し、一般県民へのアピール、交流を図っていきます。

2012年4月「とやまボランティア・NPOナビ」オープン!

ホームページが新しくなります

<情報をさがしてみよう>

センター・団体からのお知らせ

研修、イベント、助成金などの情報を掲載しています。

県内NPO法人の検索

富山県認証のNPO法人の情報を検索できます。

NPOガイドブック

NPO活動やNPOと行政及び企業との協働事業を紹介しています。(2012年3月発行)



ボランティア・NPO活動の情報収集・情報発信にご活用ください。

<情報を投稿しよう>

twitter(ツイッター)

活動報告や呼びかけなど簡単な文書を投稿できます。

<メルマガを読もう>

メルマガ会員募集中

最新情報を届けるメルマガを発行しています。購読申込登録してご利用ください。

※デザインは今後変更することがあります。

TOYAMA NPO
Non-Profit Organization

富山県NPO活動紹介ガイドブック

みんな支えあって生きている。



富山県NPO活動紹介ガイドブック 発刊!

一般県民の皆様や企業関係者等に、広く、NPO法人の活動内容や、行政・企業等との協働による事業展開について理解を深めていただき、新しい公共の推進による社会づくりを推進する一助とするため、「富山県NPO活動紹介ガイドブック」(A4版、128ページ、フルカラー)を発刊いたしました。

内容は、県内の様々な分野で活動しているNPO法人の紹介及び企業等との協働事例をはじめ、ボランティア・NPOによる東日本大震災の被災者支援活動及び支援ネットワークの広まりなど、多方面から解説しています。

このガイドブックの内容は、当支援センターのホームページでも公開いたしますので、是非ご覧ください。

◆◆◆ NPOのための資金融資制度及び団体支援制度 ◆◆◆

～金融機関担当者による説明会と相談会を開催！～

2月3日（水）、日本政策金融公庫と北陸労働金庫の担当者を講師にお招きし、NPOのための資金融資制度及び団体支援制度について各金融機関の融資制度メニュー及び助成金制度について講演をいただきました。新規で事業を始めたい方への融資など各種制度の説明や、具体的な融資の事例などについて説明がありました。また、講演の後、個別の相談会を実施したところ、具体的な活動内容や融資制度の適用について多くの団体が熱心に相談を行い、コミュニティビジネスによる地域活性化の進め方や成功と失敗のポイントについて学びました。



受講者からは「NPOに対する融資の全体像が分かった」、「融資・創業事例集、計画案などの具体的な資料が参考となった」など、大変好評でした。

◆◆ ボランティア・NPOミーティング2012を開催しました ◆◆

2月8日（水）、ボランティア・NPOの方と県、支援センターとの意見交換会を開催しました。

支援センター及び県から新しい公共の事業内容、実施状況、NPO法の改正内容について説明を行った後、意見交換を行いました。

参加団体から、活動状況や現在抱えている課題を報告いただき、支援センターへの要望等についても意見をいただきました。また、他団体がどのように組織運営をしているか質問したり、意見を求めるなど交流を深めてもらいました。



◆◆◆ エクセレントなNPOを目指すための自己診断入門 ◆◆◆

—NPOの組織評価セミナー開催—

2月17日（金）、自らをブラッシュアップし、選ばれるNPOを目指すためにはどのように自己診断を行うかをテーマに「NPOの組織評価セミナー」を開催しました。

講師に「エクセレントNPO」をめざそう市民会議理事の片山信彦さんをお迎えし、なぜ評価が必要なのか、NPOの現状と課題やエクセレントNPOの評価基準についての講演を聞き、その後、グループに分かれて各団体の課題をまとめ、分析しました。

参加者からは、「ワークショップで他団体との交流ができた。」、「今後、団体を運営していくために考えるいいきっかけになった。」、「評価することの大切さを知った。」などの感想がありました。



平成23年度企業の社会貢献活動及び協働実態調査結果<概要>

富山県男女参画・ボランティア課

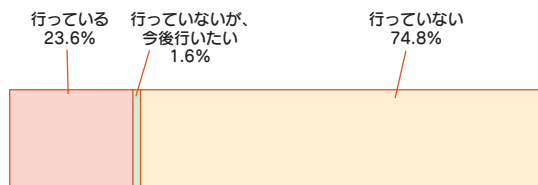
富山県では、企業とNPOとの協働の取り組みなど、県民や企業、NPO、行政等の多様な主体が共助の精神で公共的なサービスを担う「新しい公共」の推進を図るため、標記の調査を実施いたしましたので、その結果概要についてご紹介いたします。

1. 調査方法

- (1) 調査時期：平成23年9月20日～10月14日
- (2) 調査対象：富山県内に所在する従業員数30名以上の事業所
- (3) 標本数：1,500事業所
- (4) 回収率：有効回収数 648事業所（回収率43.2%）

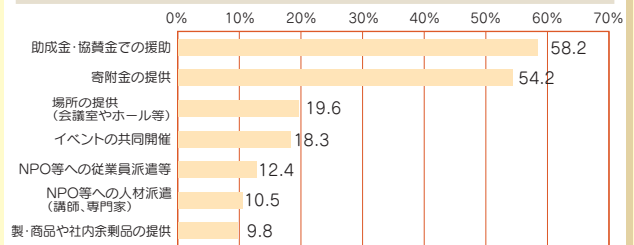
2. 調査結果

Q1 ボランティア・NPO等社会貢献活動を行う団体に対して、何らかの協力を行っていますか。



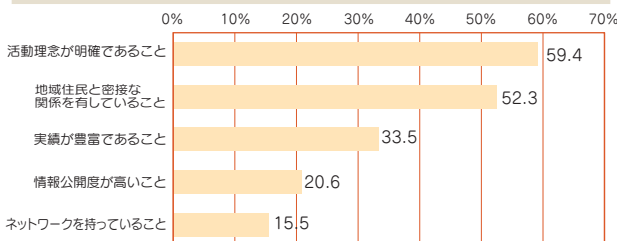
回答：636事業所

Q2 どのような協力を行いましたか。



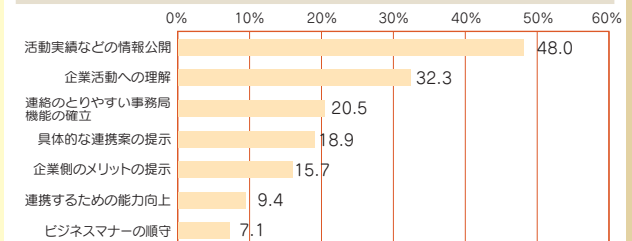
回答：153事業所

Q3 NPOと協働・支援を行う場合、どのような視点で協働相手を選びますか



回答：155事業所

Q4 NPO等に協力を行う際に、NPO等への要望はありますか。



回答：127事業所

3. 調査結果のポイント

- ① NPOに対して何らかの協力を行っている企業は2割強である。
- ② 企業の協力内容は、「助成金・協賛金での援助」、「寄附金の提供」が5割を超えている。
- ③ 企業が協働相手のNPOを選ぶときは、「活動理念が明確」、「地域住民と密接な関係を有している」などを重視している。
- ④ 企業がNPOへ協力する際の要望は、「活動実績の情報開示」、「企業活動への理解」が多い。

※調査結果については、県男女参画・ボランティア課HP（http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/kj00011453.html）に掲載しております。

～NPOと企業との協働セミナー・マッチング会(面談会)事業を実施いたします～

平成23年度企業の社会貢献活動及び協働実態調査を受け、県では、平成24年度に標記事業をNPOからの企画提案公募で実施いたします。今後、県HP等により募集要項等を公開していく予定です。

支援センター研修・講座情報

	講 座 名	講 師
5月12日(土) 17日(木) 24日(木)	NPOマネジメント力向上講座「NPO法改正と認定NPO法人」 NPO法人会計税務相談会(富山会場) NPO法人設立基礎講座	NPO法人シーズ 北陸税理士会 県職員等
6月30日(土)	NPOマネジメント力向上講座 「支援されるNPOになるための情報発信力セミナー」	日本財団
7月3.6.10.13.20日 11日(水) 12日(木) 26日(木)	NPO会計・税務基礎講座(5日間連続講座) NPO法人会計税務相談会(富山会場) " (高岡会場) NPO法人設立基礎講座	公認会計士・税理士 北陸税理士会 " 県職員等

※それぞれの研修・講座の詳細は、決定次第、HPやチラシでお知らせします。

NPO法人の皆様へ お忘れではありませんか 事業報告書、登記

富山県男女参画・ボランティア課

1. 県に提出する書類について

NPO法人は、「毎事業年度終了後3ヶ月以内」に事業報告書等を、所轄庁(県)へ提出しなければなりません。また、役員に変更があった場合等にも提出書類があります。期限までにご提出下さい。

(1) 事業報告書の提出について

チェック項目	チェック欄	チェック項目	チェック欄
書類は揃っていますか？		①事業報告書等提出書	法人名・代表者氏名・電話番号を記載しましたか？
① 事業報告書等提出書	<input type="checkbox"/>		前事業年度の期間を記載しましたか？
② 事業報告書(2部)	<input type="checkbox"/>	②事業報告書	定款に「その他の事業」を定めている場合は、その他の事業についても実施内容を記載していますか？
③ 財産目録(2部)	<input type="checkbox"/>		
④ 貸借対照表(2部)	<input type="checkbox"/>	③財産目録	定款に「その他の事業」を定めている場合は、「その他の事業」と記載した別葉の書類を作成していますか？
⑤ 収支計算書(2部)	<input type="checkbox"/>	④貸借対照表	
⑥ 前事業年度の役員名簿(2部)	<input type="checkbox"/>	⑤収支計算書	
⑦ 前事業年度の社員のうち10人以上の名簿(2部)	<input type="checkbox"/>		

(2) その他の書類の提出について

チェック項目	チェック欄
1. 前事業年度に定款の変更(事務所の移転等も含む)があった場合には、事業報告書の提出にあわせて以下の書類をご提出下さい。	
① 変更後の定款(2部)	<input type="checkbox"/>
② 定款変更の認証書類の写し(2部)(定款変更の認証を受けた場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
③ 登記事項証明書(2部)(登記事項に変更があった場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
2. 役員の変更があった場合(新任・死亡・辞任・住所変更・改姓等)には、以下の書類をご提出下さい。	
① 役員の変更等届出書	<input type="checkbox"/>
② 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(役員が新たに就任した場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
③ 各役員の住民票(役員が新たに就任した場合又は、役員の氏名又は住所に変更があった場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
④ 変更後の役員名簿	<input type="checkbox"/>

※すべての書類は「eとやま.net」(<http://www.hon.pref.toyama.jp/index.html>)からダウンロードすることができます。

2. 法務局に提出する書類

NPO法人は、登記事項に変更が生じたときは、主たる事務所を所管する法務局において、「2週間以内」に変更の登記をする必要があります。

登記変更が必要な事由		
目的及び業務	名称	事務所住所
理事の氏名、住所及び資格		存立の時期又は解散の事由

※その他登記に関する詳細は、法務局へお問い合わせ下さい。

なお、事業報告書の提出、その他届出等及び登記を怠った場合、法人の理事、監事または清算人は20万円以下の過料に処せられる場合があります。